

大阪市告示第710号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月27日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	指 定 年 月 日
永和信用金庫	うねっとア プリ支店	〒556-0005 大阪市浪速区日本橋4丁目7番20号	令和7年 6月2日

（会計室会計管理担当）